

第9章 文化財の防災・防犯に関する課題・方針・措置

9-1 文化財の防災・防犯に関する課題と整理

(1) 想定される災害リスク

① 水害

美作市において、土砂災害警戒区域等として、土砂災害区域 915 か所(令和4(2022)年8月26日時点、うち土砂災害特別警戒区域 650 か所)が指定されています。また急傾斜地崩壊危険区域が 94 か所指定されています。

近年では平成21(2009)年に台風9号の影響による集中豪雨により、吉野川、山家川などが氾濫し、土砂崩れによって尊い命が奪われました。その他にも市内各所で浸水や道路の損壊、崖崩れなどが発生しました。

表31 美作市内における近年の浸水被害

災害発生の年月	災害の種類	災害の内容
昭和51(1976)年9月	台風17号による風水害	人的被害 重傷者1名、軽傷者1名 全壊家屋 4戸 半壊家屋 4戸 床上浸水 1,377戸 床上浸水 264戸 道路崩壊 508か所 河川欠損 472か所 橋梁流出 7か所 農林被害 1,264か所
昭和53(1978)年9月	台風18号による風水害	床上浸水 7戸 床上浸水 446戸 道路崩壊 128か所 河川欠損 5か所 農林被害 538か所
平成2(1990)年9月	台風19号による風水害	床上浸水 2戸 床上浸水 56戸 家屋一部損壊 9戸 道路崩壊 93か所 河川欠損 106か所 農林被害 212か所
平成10(1998)年10月	台風10号による風水害	床上浸水 33戸 床上浸水 428戸 道路崩壊 147か所 河川欠損 79か所 農林被害 60か所 橋梁流出 10か所
平成21(2009)年8月	台風9号による豪雨災害	人的被害 死者1名 重傷者2名 軽傷者2名 全壊家屋 14棟 半壊家屋 114棟 床上浸水 204棟 床上浸水 304棟 道路崩壊 248か所 河川欠損 337か所 農地被害 652か所(97ha) 山林被害 24か所

② 地震

美作市において、近年地震災害による大きな被害は記録されていませんが、兵庫県中から北西に伸びる山崎断層の一部である大原断層が市北部を東西に走っています。大原断層は岡山県内唯一の活断層です。山崎断層では貞観10(868)年に姫路周辺を震源とした播磨地震が発生し、播磨国内で建物の崩壊など多くの被害が出たとされています(『日本三代実録』)。



図25 美作市北部ハザードマップ

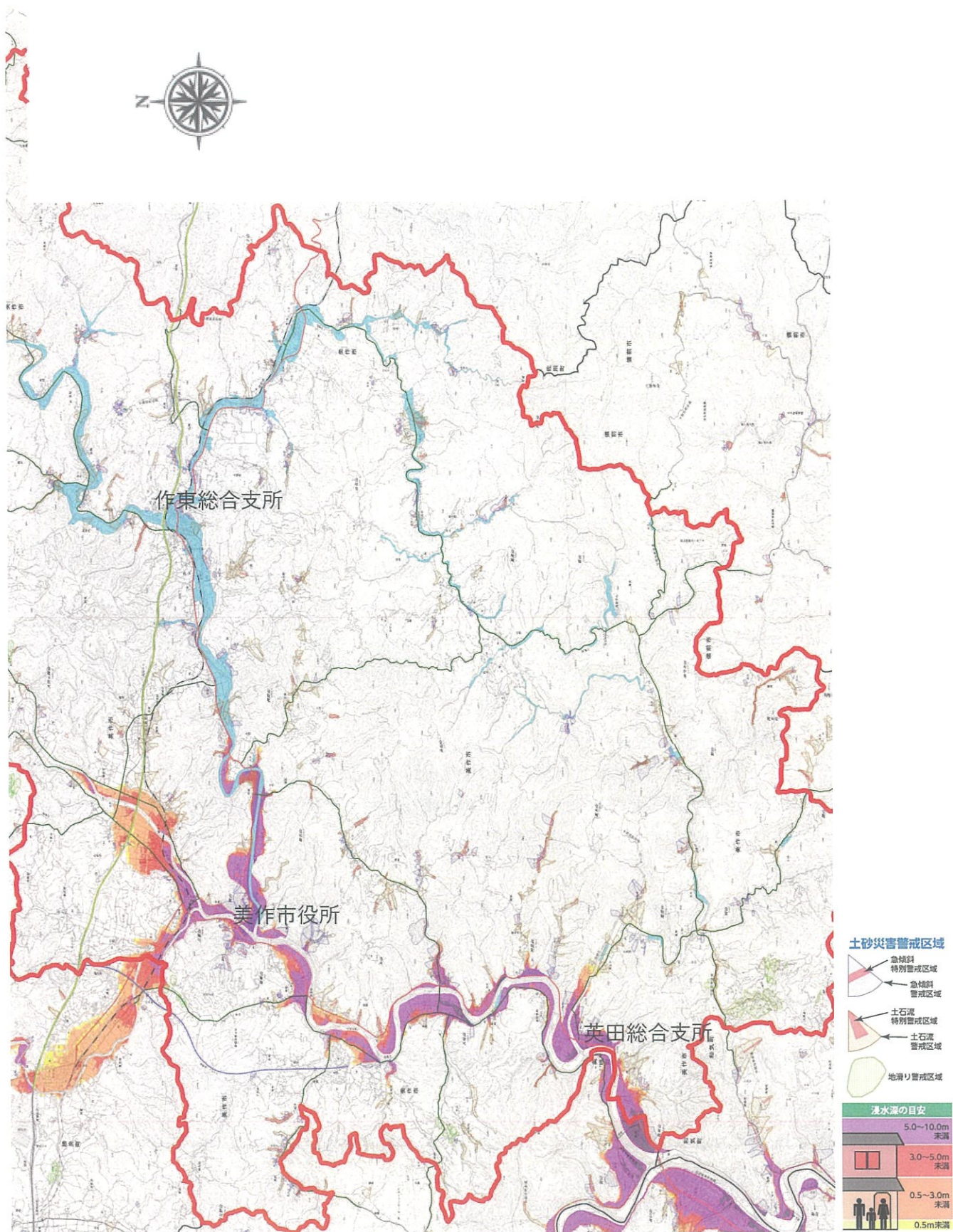


図26 美作市南部ハザードマップ

年		平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
発生件数(件)		19	38	21	21	19
内訳 【種別件数】	建 物	6	9	12	6	6
	林 野	4	7	2	4	2
	車 両	2	7	1	4	3
	その他	7	15	6	7	8

(2)文化財の防災・防犯に関する課題

①被災時の対応周知の不足

本市の多くを占める山地には、崖崩れによる建造物被害や土石流の危険性がある土砂災害警戒区域等があります。また吉井川支流である吉野川沿川を中心として浸水が想定される区域が分布しており、これらの区域に位置する指定等文化財もあります。特に市域南部に位置する美作地域では、吉野川沿いに多く文化財が集中しており浸水の危険があります。また山地に所在する指定等文化財については、崖崩れなど災害発生から直ちに被害状況を確認することが難しい状況にあります。加えて文化財所有者へ文化財被災時の対応の周知が十分できていないとは言えません。



写真85 長福寺三重塔防火訓練

②防災設備の備えの不足

火災面では、国指定重要文化財の建造物については、補助金等を活用し自動火災報知機設備や放水銃等の防災設備が設置されていますが、その他指定等の建造物については、常駐する者がおらず、防災設備の設置のできていない建造物もあります。

③防犯設備の備えの不足

防犯面では、彫刻や工芸品、絵画などを所蔵する収蔵庫を持つ寺院・神社は少なく、一部は博物館等へ寄託されていますが、多くは所有者によって管理されています。地域のお堂に祀られている彫刻等は、人口減少に伴い日常の管理が行き届いていないものがあります。日常管理の行き届かない文化財は今後も増加することが予想されます。

9-2 文化財の防災・防犯に関する方針と措置

(1)文化財の防災に関する方針

方針① 美作市地域防災計画と連携し、本計画で実施する調査成果の公開に努めます。

方針② 防犯・防災に備えた体制作りに取り組みます。

方針③ 防犯・防災設備の設置の推進を図ります。

方針④ 文化財の被災時の対応について周知を図るとともに文化財防災センター及び岡山県文化財等救済ネットワーク(事務局：岡山県教育庁文化財課)との連携を密にします。

(2)措置

防災・防犯に関する措置については、第6章「文化財の保存と活用に関する課題・方針・措置」に掲載しています。